

H30 北アルプス地域旅行商品造成促進事業 概要

北アルプス連携自立圏
広域観光専門部会

1 目的

当地域（大町市・白馬村・小谷村・松川村・池田町）への空の玄関である信州まつもと空港を活用した新たな人の流れを創出するとともに、この地域への誘客の底上げが期待できる初夏及び秋季の誘客を強化するため、圏域へのツアーを主催する旅行会社に対し、造成費用の一部を助成し、ツアー催行を促進する。

2 内容

圏域市町村が連携して、圏域内に1泊以上かつ、原則圏域2市町村以上の観光施設等（飲食店、土産物販売店、農産物直売所等を含む）を巡る旅行商品を企画・販売する旅行者に対し、商品の広告宣伝費用及び造成費用の一部を助成し、当圏域への誘客促進を強化する。

3 助成内容及び助成金額

旅行業法第3条の登録を受けている旅行者が企画・販売する当圏域に宿泊し、原則圏域2市町村以上の観光施設等（飲食店、土産物販売店、農産物直売所等を含む）を巡る旅行商品の次の費用を予算の範囲内で助成

（1） 信州まつもと空港を活用した誘客促進

【定例就航便の福岡便・札幌便に加え、今年予定されている、8月の臨時就航便：伊丹便・丘珠便も対象とします。】

ア 旅行商品の広告宣伝費用

1旅行商品につき（催行日や行程の一部のみが異なるものは別に数えない）20万円を交付（上限予算の範囲）※対象経費がこれを下回る場合は、当該経費を上限とする。

イ 旅行商品造成費用

販売実績に応じて、旅行商品購入者数に5,000円を乗じた額を交付（上限予算の範囲）

（2） 初夏及び秋のツアー造成促進（バスツアー等）

ア 造成費用

初夏（5、6月：ただし、ゴールデンウィークを除く）及び秋（9～11月）の旅行商品を企画・販売する旅行者に対し、購入者数に3,000円を乗じた額を交付（上限予算の範囲）

※ ただし、（1）と（2）の併用はできないものとする。

4 助成予算額 5,000千円（予算額に到達次第終了）

5 事業対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に催行、完了する事業

※3（1）アの広告宣伝費用についても、上記間に作成するものに限る

6 申請・請求方法

(1) 申請の方法

①申請者は、助成金申請書を事務局に提出するものとする。

☆(1) 信州まつもと空港を活用した誘客促進

ア 旅行商品の広告宣伝費用・・・様式第1号-1

イ 旅行商品造成費・・・様式第1号-2

☆(2) 初夏及び秋のツアー造成促進

ア 旅行商品造成費・・・様式第1号-3

②上記申請書類は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】 〒398-8601 長野県大町市大町3887

大町市役所産業観光部観光課内

北アルプス地域旅行商品造成促進事業担当 行き

(2) 申請受付期間

平成30年4月1日(日)～平成31年2月28日(金)到着分まで

(助成金原資がなくなり次第受付を終了します。)

(3) 助成金の交付決定

申請者からの助成金申請書到着後、事業内容等の審査を行い、15日以内に交付の可否を助成金申請書の事務局記載欄に記載し、FAX 又はメールにて通知する。(交付上限額を通知します。実際の助成額は、事業実施実績によります。申請書発送後16日を超えて回答がない場合には、恐れ入りますが事務局までご連絡ください。)

各事業への助成金額は、交付決定の際に記載する交付上限額を上限に支払うものとする。(事業の実績が交付上限額を算出する際の予定金額や催行人員を上回っても、交付上限額を超えて助成金を請求することはできません。)

(4) 実績報告及び助成金額の確定

①助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という)は、助成金申請書に記載した事業及び催行期間終了後、速やかに「実績報告書」(様式第2号-1・2・3のいずれか)及び添付書類を提出するものとする。

【添付書類】

(様式第1号-1に関する添付書類)

※旅行商品の広告及び広告経費の内訳・支払いが確認できる書類(写し可)を添付すること

※必要に応じて、広告経費の紙面按分がわかる書類等を添付すること

(様式第1号-2及び3に関する添付書類)

※信州まつもと空港の利用が証明できる書類等(写し可)を添付すること。(様式第1号-2のみ)

※宿泊施設への代金支払い証拠書類等商品購入人数が確認できる書類(写し可)を添付すること

※可能な範囲で、利用観光施設等(2箇所)の有無が証明できる書類(写し可)を添付すること

②上記実績報告は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】 〒398-8601 長野県大町市大町3887

大町市役所産業観光部観光課内

北アルプス地域旅行商品造成促進事業担当 行き

③事務局は、①による実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金額を確定し助成金確定通知書(様式第3号)により助成事業者に通知する。

(5) 助成金の請求

助成事業者は、上記(4)③の助成金確定通知書を受領後、「助成金請求書」(様式第4号)により確定した助成金額の請求を事務局あてに行う。

なお、助成金の請求期限は、原則、平成31年3月31日までとする。

7 その他

北アルプス山麓5市町村の主な観光地・コンテンツ等は、下記のホームページからご参照ください。

	ホームページ	主な観光地・コンテンツ等
大町市観光協会	http://kanko-omachi.gr.jp/	黒部ダム・高瀬ダム(高瀬渓谷を含む) 神社仏閣(国宝仁科神明宮を含む) 登山&トレッキング ほか
小谷村観光連盟	http://www.vill.otari.nagano.jp	樽池自然園 登山&トレッキング スポーツ&アウトドア ほか
白馬村観光局	http://vill.hakuba.nagano.jp	登山&トレッキング 白馬ジャンプ競技場 スポーツ&アウトドア ほか
松川村観光協会	http://www.matsukawamura.com/	安曇野ちひろ美術館 すずむし荘 国営アルプスあづみの公園 大町・松川地区 ほか
池田町観光協会	http://www.ikedakanko.jp/	七色大カエデ 北アルプス展望美術館 トレッキング ほか

《お問合せ先》
〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地
大町市役所 産業観光部 観光課 庶務管理係 内
北アルプス地域旅行商品造成促進事業担当
太田(課長)・太田(係長)
TEL0261-22-0420(内線561)
Email:t.endo@city.omachi.nagano.jp

